

第25回判例研究会

知財高判平成28年1月19日、

平成26(ネ)10038

「旅行業者向けシステム事件」

発表者：野口明生

目次

- 1.はじめに
- 2.事件概要
- 3.原審判決の概要
- 4.本件控訴審判決
- 5.研究（判旨の検討）
- 6.おわりに
- 7.おまけ（時間が余ったら）

1. はじめに

江差追分事件最高裁判決の判旨は、本来は言語の著作物の翻案に関するものであるが、言語の著作物に限らず、広く一般の著作物の翻案に関するものとして引用されている。ところで、この最高裁判決の判旨は、典型的な著作物に対しては素直に妥当するとしても、データベースの著作物のような著作物に対しても妥当するのであるだろうか。知財高判平成28年1月19日判決(平成26(ネ)10038号事件)は、この問題に関して挑戦的に取り組んだ。本報告は当該判決を紹介するとともに、これに検討を加える。

1. 江差追分事件最高裁判決の判旨

【要旨1】 **言語**の著作物の翻案（著作権法27条）とは、
①既存の著作物に依拠し、かつ、②その**表現上の本質的な特徴**の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、③新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、④これに接する者が既存の著作物の**表現上の本質的な特徴**を**直接感得**することのできる別の著作物を創作する行為をいう。

そして、著作権法は、思想又は感情の**創作的な表現**を保護するものであるから（同法**2条1項1号**参照）、【要旨2】既存の著作物に依拠して創作された著作物が、思想、感情若しくはアイデア、事実若しくは事件など表現それ自体でない部分又は**表現上の創作性がない部分**において、既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合には、翻案には当たらないと解するのが相当である。

データベースの著作物の翻案にも妥当するのか？

2. 事件概要

2. 事件概要（1）

（1）当事者

- ・ 1 審原告（控訴人兼被控訴人）：原告 C D D B の著作権者
- ・ 1 審被告ら（被控訴人兼控訴人）：被告 C D D B を含む旅行業者向けシステムを製造販売

※ C D D B : C D に記録された D B の意味とのこと

（3）被告 C D D B の概要

被告 C D D B を格納したシステムは、納品時期によって、以下のよう
に区分される。

- ・ 当初版[ver1.0]
- ・ 2 0 0 6 年版[ver1.5]
- ・ 現行版[ver2.0～ver3.1]
- ・ 新版[ver3.2]

2. 事件概要（2）

（2）原告C D D Bの概要

体系的構成①：代表道路地点の情報を用いて、出発地、経由地、目的地に面した道路に関するデータの検索を可能とする体系的構成

体系的構成②：代表道路地点の情報を用いて、道路を利用した移動に関する経路探索・料金の算出を可能とする体系的構成

体系的構成③：ホテル・旅館、観光施設に関する情報の検索を可能とする体系的構成

体系的構成④：会社を特定して行う公共交通機関を利用した経路探索を可能とする体系的構成

体系的構成⑤：道路と地図を関連付けて行う地図からの検索、道路地点、ホテル・旅館、観光施設、駅について市区町村、地区・県名からの検索を可能とする体系的構成

データベースの創作性：「情報の選択」または「体系的構成」

判旨との関係を考慮し、情報の選択に関しては省略

3. 原審判決の概要

3. 原審判決の概要 (1)

(1) 結論

被告C D D Bのうち、当初版、2006年版、および現行版については、翻案の成立を認めましたが、新版については、その成立を否定した。

一般に、バージョンアップという行為は翻案に該当するとされている。つまり、原審判決の結論は、翻案を繰り返すことによって、元の著作物の翻案ではなくなることを意味している。

なお、翻案の成立が否定された被告C D D B (新版) については、予備的主張にて一般不法行為の成立が争われたが、最高裁平成21(受)第602号・同第603号、同23年12月8日第一小法廷判決〔北朝鮮映画著作物事件〕を根拠に成立が否定されている。

3. 原審判決の概要 (2) - 1

(2) 原判決の判旨

「(1) 著作権法2条1項10号の3は、データベースにつき、「論文、数値、図形その他の情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう」とし、同法12条の2第1項は、「データベースでその情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するものは、著作物として保護する」と規定している。

このように、データベースとは、情報の集合物を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいうところ、前記第2, 1の前提事実及び前記1で認定した事実によれば、原告C D D Bは、データベースの情報の単位であるレコードを別のレコードと関連付ける処理機能を持ついわゆるリレーショナル・データベースである。リレーショナル・データベースにおいては、入力される情報はテーブルと呼ばれる表に格納され、各テーブルはフィールド項目に細分され、あるテーブルのあるフィールド項目を他のテーブルのあるフィールド項目と一致させてテーブル間を関連付けることにより、既存の複数のテーブルから抽出したいフィールド項目だけを効率的に選択することができるデータベースであるから、情報の選択又は体系的な構成によってデータベースの著作物と評価することができるための重要な要素は、情報が格納される表であるテーブルの内容（種類及び数）、各テーブルに存在するフィールド項目の内容（種類及び数）、各テーブル間の関連付けのあり方の点にあるものと解される。」

3. 原審判決の概要 (2) - 2

(2) 原判決の判旨 (その2)

「上記のような観点も踏まえ、原告C D D Bのようなリレーショナル・データベースについて情報の選択に創作性があるというためには、データベースの主題、用途やデータベースの提供対象等を考慮して決定された一定の収集方針に基づき収集された情報の中から、更に一定の選定基準に基づき情報を選定することが必要であり、また体系的構成に創作性があるというためには、収集、選定した情報を整理統合するために、情報の項目、構造、形式等を決定して様式を作成し、分類の体系を決定するなどのデータベースの体系の設定が行われることが必要であると解される。

ただし、データベースにおける創作性は、情報の選択又は体系的構成に、何らかの形で人間の創作活動の成果が表れ、制作者の個性が表れていることをもって足りるものと解される。

(2) 次に、著作物の複製ないし翻案については、複製とは、印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製することをいうとされているところ（著作権法2条1項15号）、著作物の複製は、既存の著作物に依拠し、これと同一のものを作成し、又は、具体的な表現に修正、増減、変更等を加えても、新たに思想又は感情を創作的に表現することなく、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持し、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできるものを作成する行為をいうと解される。」

3. 原審判決の概要 (2) - 3

(2) 原判決の判旨 (その3)

「また、著作物の翻案（著作権法27条）とは、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為をいう（最高裁平成13年6月28日第一小法廷判決・民集55巻4号837頁参照）。

そして、著作権法は、思想又は感情の創作的な表現を保護するものであるから（著作権法2条1項1号）、既存の著作物に依拠して作成又は創作された著作物が、思想、感情若しくはアイデア、事実若しくは事件など表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において、既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合には、複製にも翻案にも当たらないというべきである。

データベースについては、情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するものは、著作物として保護されるものであるところ（著作権法12条の2）、上記のとおり、データベースにおける創作性は、情報の選択又は体系的構成に、何らかの形で人間の創作活動の成果が表れ、制作者の個性が表れていることをもって足りるものがあるが、データベースの著作物として保護されるのはあくまでも、具体的なデータベースに表現として表れた情報の選択や体系的構成であって、具体的な表現としての情報の選択や体系的構成と離れた情報の選択の方針や体系的構成の方針それ自体は保護の対象とはならないというべきである。」

4. 本件控訴審判決 (やっと本題)

4. 当事者の主張（1）（a）原告

「(c)以上のとおり、被告C D D B（新版）には、原告C D D B共通部分の体系的構成及び情報の選択における**創作的表現が認識可能なかたちで残っているから**、…、被告C D D B（新版）において原告C D D B共通部分の表現上の本質的特徴を直接感得することができるというべきである。

(d)この点に関し1審被告らは、被告C D D B（新版）と原告C D D Bとを**全体**で比較した場合に、…、**情報の選択の創作性を有する共通部分がその一部にすぎず、相当部分が異なるから**、被告C D D B（新版）から原告C D D Bの体系的構成及び情報の選択における表現上の本質的特徴を直接感得することができない旨主張する。

しかしながら、被告C D D B（新版）には、原告C D D B共通部分の体系的構成及び情報の選択における**創作的表現が認識可能なかたちで残っている以上**、原告C D D B共通部分の表現上の本質的特徴を直接感得することができるというべきである。仮に被告C D D B（新版）**全体**から直接感得することができる表現上の本質的特徴と原告C D D B共通部分の表現上の本質的特徴とが異なるものであるとしても、このことは、被告C D D B（新版）において原告C D D B共通部分の表現上の本質的特徴を直接感得することができることを否定する根拠となるものではない。」

4. 当事者の主張（1）（b）被告

「個々の「論文，数値，図形その他の情報」それ自体ではなく，あえてこれらの「集合物」であるデータベース自体に著作物性が認められていることに鑑みると，「集合物」であるデータベースの翻案該当性を判断するに当たり，データベースのうちの特定の部分だけを比較するのは不適切であり，データベース全体を比較してどの程度一致しているかを検討すべきである。

この点，原告C D D Bの創作的表現の本質的特徴は，原告C D D Bの42個のテーブル及び405個のフィールド**全体**に包含されている。

そして，前記のとおり，被告C D D B（新版）と原告C D D Bの**全体を比較した場合**には，共通しないテーブル及びフィールド項目が相当数を占め，また，それら相互間のリレーションの仕方にも大きな相違があり，さらに，その保有する情報量に大きな差があり，**体系的な構成又は情報の選択**において創作性を有する共通部分はその一部にすぎず，相当部分が異なっている。

したがって，被告C D D B（新版）には，原告C D D Bの体系的構成又は情報の選択における創作的表現の本質的特徴が存在し，維持されているとはいえず，その本質的特徴を直接感得することはできないから，原告C D D Bの複製物ないし翻案物には当たらないというべきである。」

4. 控訴審判決の判旨（2） - 1

「著作権法12条の2第1項は、データベースで、その情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するものは、著作物として保護する旨規定しているところ、情報の選択又は体系的構成について**選択の幅**が存在し、特定のデータベースにおける情報の選択又は体系的構成に**制作者の何らかの個性**が表れていれば、その制作過程において制作者の思想又は感情が移入され、その**思想又は感情を創作的に表現した**ものとして、当該データベースは情報の選択又は体系的構成によって創作性を有するものと**認めてよいものと解される**。

そして、リレーショナルデータベースにおける体系的構成の創作性を判断するに当たっては、**データベースの体系的構成は**、情報の集合物から特定の情報を効率的に検索することができるようにした**論理構造**であって、リレーショナルデータベースにおいては、テーブルの内容（種類及び数）、各テーブルに存在するフィールド項目の内容（種類及び数）、どのテーブルとどのテーブルをどのようなフィールド項目を用いてリレーション関係を持たせるかなどの複数のテーブル間の関連付け（リレーション）の態様等によって体系的構成が構築されていることを考慮する必要があるものと解される。また、**リレーショナルデータベースにおいては**、一般に、各テーブル内に格納されるデータの無駄な重複を減らし、検索効率を高めるために、フィールド項目に従属関係を設定して、新たなテーブルを設けたり、テーブル内に格納されている**データの更新を行う際にデータ間に不整合**が起こらないようにするために、関連性の高いデータ群だけを別のテーブルに分離させるなどの**正規化**が行われており、その**正規化の程度にも段階**があることから、**正規化がもたらす意義や正規化の程度**についても考慮する必要があるものと解される。」

4. 控訴審判決の判旨（2） - 2

「イ 複製とは、印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に複製することをいい（著作権法2条1項15号）、著作物の複製（同法21条）とは、当該著作物に依拠して、その表現上の本質的な特徴を直接感得することのできるものを有形的に複製する行為をいうものと解される。また、著作物の翻案（著作権法27条）とは、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為をいうものと解される（最高裁平成13年6月28日第一小法廷判決・民集55巻4号837頁参照）。」

何か足りない・・・??

「そして、リレーショナルデータベースにおいては、データベースの一部分を分割して利用することが可能であり、また、テーブル又は各テーブル内のフィールドを追加したり、テーブル又はフィールドを削除した場合であっても、既存のデータベースの検索機能は当然に失われるものではなく、その検索のための体系的構成の全部又は一部が維持されていると評価できる場合があり得るものと解される。」

これって翻案の成否にどう関係あるの??

4. 控訴審判決の判旨（2）－3

「以上を前提とすると、被告C D D Bが原告C D D Bを複製ないし翻案したものといえるかどうかについては、」

STEP 1 :

「まず、被告C D D Bにおいて、原告C D D Bのテーブル、各テーブル内のフィールド及び格納されている具体的な情報（データ）と共通する部分があるかどうかを認定し、」

STEP 2 :

「次に、その共通部分について原告C D D Bは情報の選択又は体系的構成によって創作性を有するかどうかを判断し、」

STEP 3 :

「さらに、創作性を有すると認められる場合には、被告C D D Bにおいて原告C D D Bの共通部分の情報の選択又は体系的構成の本質的な特徴を認識可能であるかどうかを判断し、認識可能な場合には、その本質的な特徴を直接感得することができるものといえるから、

被告C D D Bは、原告C D D Bの共通部分を複製ないし翻案したものと認めることができるというべきである。」

「その」ってなに？

4. あてはめ（3） - 1

STEP 1：まず，被告C D D Bにおいて，原告C D D Bのテーブル，各テーブル内のフィールド及び格納されている具体的な情報（データ）と共通する部分があるかどうかを認定し，

「以上によれば，被告C D D B（新版）のうち，原告C D D Bと一致する20のテーブル，フィールド及びテーブル間のリレーションにおいては，被告C D D B（現行版）と同様に，原告C D D Bの体系的構成①ないし③及び⑤に係る体系的構成が依然として維持されていると認められる。」

（2）原告C D D Bの概要（再掲）

体系的構成①：代表道路地点の情報を用いて，出発地，経由地，目的地に面した道路に関するデータの検索を可能とする体系的構成

体系的構成②：代表道路地点の情報を用いて，道路を利用した移動に関する経路探索・料金の算出を可能とする体系的構成

体系的構成③：ホテル・旅館，観光施設に関する情報の検索を可能とする体系的構成

体系的構成④：会社を特定して行う公共交通機関を利用した経路探索を可能とする体系的構成

体系的構成⑤：道路と地図を関連付けて行う地図からの検索，道路地点，ホテル・旅館，観光施設，駅について市区町村，地区・県名からの検索を可能とする体系的構成

4. あてはめ（3）－2

STEP 2：次に、その**共通部分**について原告C D D Bは情報の選択又は体系的構成によって**創作性を有する**かどうかを判断し、

「そして、かかる体系的構成は、原告C D D Bの制作者において、**それまでのデータベースにはなかった**設計思想に基づき構成した原告C D D Bの創作活動の成果であり、依然としてその部分のみでデータベースとして機能し得る膨大な規模の情報分類体系であると認められ、**データベース制作者の個性が表現されたもの**ということができる。

したがって、上記のとおり被告C D D B（新版）と**共通する原告C D D Bの部分**については、データベースの**体系的構成としての創作性を有する**ものと認められる。」

4. あてはめ（3）－3（認識可能性基準？）

STEP 3：さらに、創作性を有すると認められる場合には、被告C D D Bにおいて原告C D D Bの共通部分の情報の選択又は体系的構成の**本質的な特徴を認識可能**であるかどうかを判断し、**認識可能な場合には、その本質的な特徴を直接感得することができるものといえるから、**

「他方で、被告C D D B（新版）では、...、**体系的構成④の点に変化が生じている**ほか、...、被告C D D B（新版）においては、**新たな検索等のための体系的構成が生じていることが認められる。**

しかしながら、被告C D D B（新版）における体系的構成④に係る上記の変化は、それ以外の**体系的構成①ないし③及び⑤の同一性を失わせるものではない。**...

そうすると、被告C D D B（新版）においては、原告C D D Bの**体系的構成①ないし③及び⑤の本質的な特徴が認識可能**であるものと認められる。

したがって、被告C D D B（新版）に**新たに付け加えられたテーブル、フィールド及びリレーションの存在によって生じた体系的構成の部分**が**創作性を有するとしても、被告C D D B（新版）においては、原告C D D Bの体系的構成①ないし③及び⑤の本質的な特徴が認識可能**であり、**その本質的な特徴を直接感得することができるもの**というべきである。」

ロジック：相違点があっても、同一性を失わせるものではないのだから、本質的な特徴を認識可能とし、（新たなあてはめをせずに）直接感得可能を導く

5. 研究

5. 研究－1：判例上の地位

(1) 判例上の地位

本件判決の原審は、江差追分事件最高裁判決が示した翻案の枠組みに従って、データベースの著作物における翻案の成否を判断した最初の事例であった。本件控訴審判決は、その原審判決に対して当事者双方が控訴したものである。

最初といっても、単に数が少なかつただけという側面もある

(2) 本件判決に対する賛否

判決の結論および理由について概ね賛成（一部大賛成）であるが、その採用した論理については賛成しかねる部分もある。

5. 研究－2：検討すべき事項の洗い出し

1. 最判要旨2の部分を引用しないことの意味は？
2. 正規化ってなに？その意義は？これって創作性なの？
3. 「これに接する者が」を削除してもよいの？
4. 「認識可能な場合には、...直接感得することができる」としてもよいの？
5. 「データベースの一部を分割して利用することが可能であり、...削除した場合であっても、既存のデータベースの検索機能は当然に失われるものではなく、その検索のための体系的構成の全部又は一部が維持されていると評価できる場合があり得る」という判旨の意義はなにか？

5 - 1. 創作性に関する検討（1）表現なのか

12条の2第1項：データベースでその**情報の選択又は体系的な構成**によって**創作性を有するものは、著作物として保護**する。

この規定は、創作性さえ有していれば、表現であるか否かにかかわらず、著作物として保護を受け得ることを規定しているようにも読める。

2条1項1号の例外規定なのか？

最判要旨2が2条1項1号から導かれることを考えれば、データベースに江差追分最判の枠組みを適用する際に、要旨2を無視してもよい？

それでもなお「**データベースは表現なのか？**」という問いからは逃れることはできない

創作性自体が**表現であることを前提**としているから

「リレーショナルデータベースにおける体系的構成の創作性を判断するに当たっては、...**正規化がもたらす意義**や**正規化の程度**についても考慮する必要がある」とするならば、「**正規化のもたらす意義**」をデータベースの**表現としての側面に則して検討**することが不可欠

5 - 1 . 創造性に関する検討 (2) 設計理論



データベースの設計は、概念設計と論理設計と物理設計に分けられる。概念設計と論理設計の違いは、論理設計で採用する論理構造に依存するか否かであり、論理設計と物理設計の違いは、ハードウェアに依存するか否かである。そして、リレーショナルデータベースとは、論理設計で採用した論理構造がリレーション型であるものをいう。

データベースも実世界に主題対象を有する。データベースも実世界の何かを主題対象としているという意味では、典型的な表現と並列的に議論することができる。重要なのは、実世界の主題対象がデータベースの構成における何処に表れ、そしてユーザにどのように伝えられるかを追跡すること。

5 - 1 . 創造性に関する検討 (3) 概念設計

・ 概念設計における創造性

概念設計と論理設計の違いは、論理構造に依存するか否か

判旨が「データベースの体系的構成は、情報の集合物から特定の情報を効率的に検索することができるようにした論理構造」とするならば、

概念設計の創造的活動は、「体系的構成」ではなく、「情報の選択」の創造性として保護するしかない。

しかしながら、概念設計の創造的活動は、必ずしも「情報の選択」といえないのかもしれない。理由： 2条1項10号の3

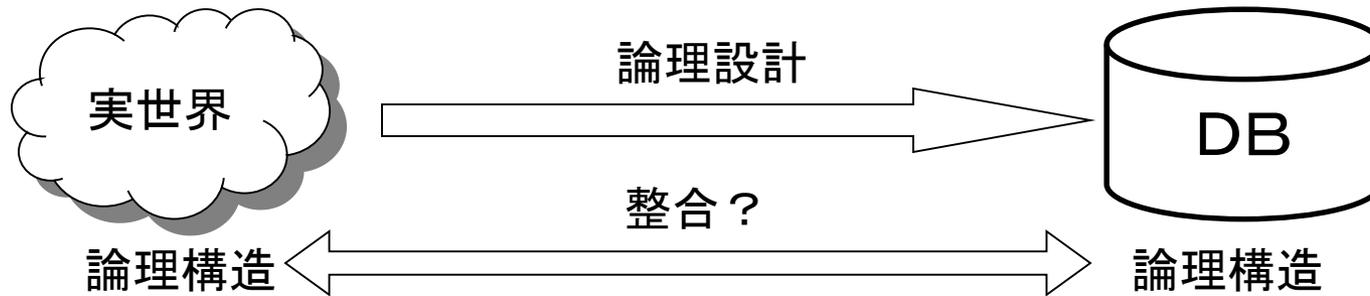
この部分は今後の課題となるだろう。

5 - 1 . 創作性に関する検討 (4) 論理設計

- ・ 論理設計における創作性 (正規化の話)

正規化の程度に段階がある：第1正規化から第5正規化までである
選択の幅があるとしても、それだけは不十分

正規化がもたらす意義：データの更新を行う際にデータ間に不整合が起こらないようにするため



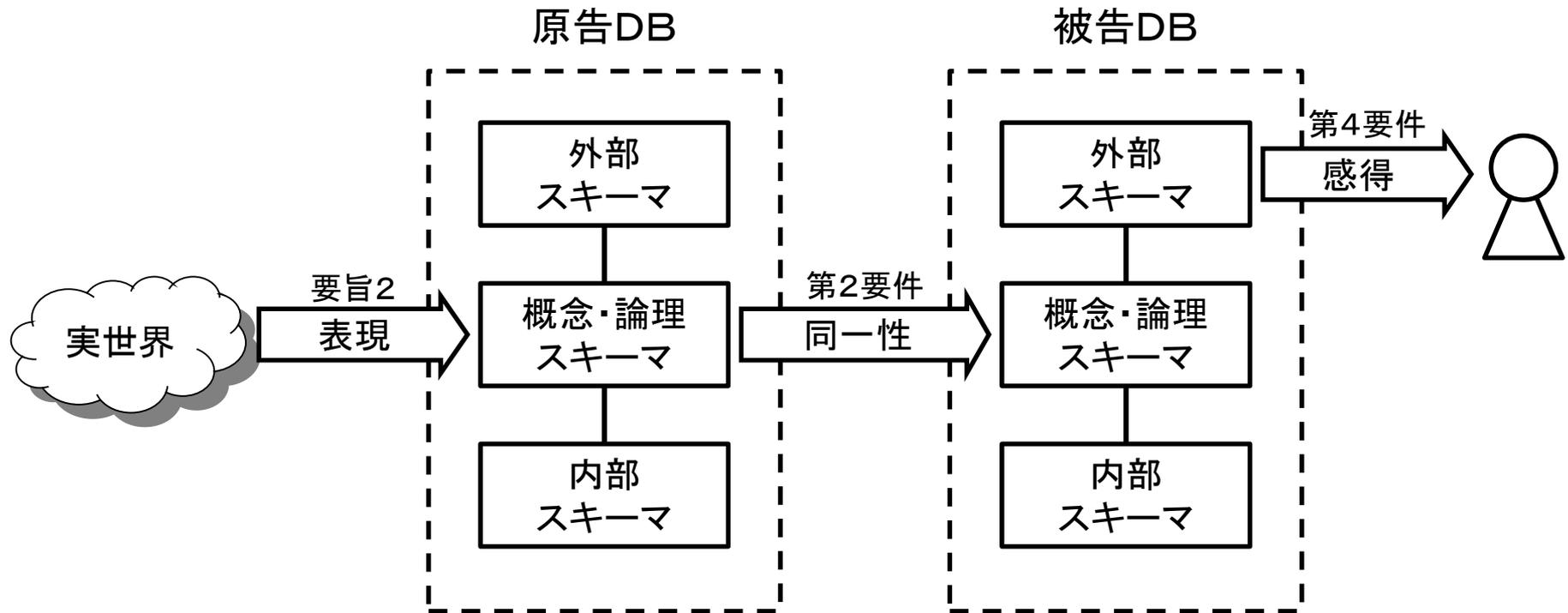
- ・ 正規化をするか否かは、制作者の選択の問題

正規化は、パフォーマンスとトレードオフ

パフォーマンスを犠牲にしても、その従属性が重要であると考えれば、データベースの中に正規化として取り入れる。何を重要視するかは制作者の設計思想や個性の問題となる

正規化を創作性の考慮事項としたことに大いに賛成
問題は、ありふれた正規化など、**不適当なもの除外すること**

5-2. 翻案に関する検討 (1) 3層スキーマ



ANSI の3層スキーマ

- ・外部スキーマ：ユーザから見たデータベースの側面
- ・概念（・論理）スキーマ：制作者から見た側面
- ・内部スキーマ：ハードウェアに接する側面

ANSI が3層スキーマを定めた意図とは全く異なるのだが、これを使うと江差追分事件最高裁で示された翻案の要件は図のように整理できる

5 - 2. 翻案に関する検討（2）最判要旨2

最判要旨2は、**法2条1項1号を根拠**に、著作権法が思想又は感情の創作的な表現を保護するものであるから、この保護の対象にならない部分に同一性があったとしても、翻案には該当しないことを説示している。

本件判決は、最判要旨2に相当する部分を引用せず、また、データベースの論理構造や**正規化が法上の「表現」**であるかの検討をしてもいない。

結果的には、データベースの論理構造や正規化には法上の「表現」としての側面があり、データベースの制作者の設計思想や個性が現れ得る。

判旨のいうように、「被告C D D Bにおいて、原告C D D Bのテーブル、各テーブル内のフィールド及び格納されている具体的な情報（データ）と共通する部分があるかどうかを」検討すればよい

あってもなくても結果が同じなのだから、法12条の2第1項は確認規定

5 - 2. 翻案に関する検討 (3) 最判第2要件

最判第2要件は、「その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ（別の著作物を創作する）」という被告側行為に関する要件

「表現上の本質的な特徴」と「表現上の創作性がある部分」とは同一か

2つを区別する立場として、創作性の要件は、必ずしも高いものが要求されていないことを指摘した上で、表現上の本質的な特徴はそれよりも高いものが要求されるとする

データベースの著作物の場合も、正規化が要素的過ぎるので、共通部分に創作性を見出すのは容易過ぎてしまう

表現上の創作性をテーブル等の要素的な問題とし、表現上の本質的な特徴をそれよりも広い「まとまり」に対する問題として、両者を区別することは1つの解決方法

5 - 2. 翻案に関する検討 (4) (a)(b)主体等

STEP 3 : さらに、創作性を有すると認められる場合には、被告C D D Bにおいて原告C D D Bの共通部分の情報の選択又は体系的構成の**本質的な特徴を認識可能であるか**どうかを判断し、**認識可能な場合には、その本質的な特徴を直接感得することができるもの**といえるから、

本来「その」の部分は、「これに接する者が既存の著作物の表現上の」

「原告C D D Bの共通部分の情報の選択又は体系的構成の」が「既存の著作物の表現上の」に対応するとしても、「これに接する者が」は足りない

A N S I が定める3層スキーマでは、**ユーザから見たデータベースの側面と制作者から見た側面**とを明確に区別している
最判第4要件の意義は、たとえ表現上の本質的な特徴の同一性の維持を認識できても、「これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得すること」ができないこともあり得るとするもの

そもそも認識できないものの同一性の維持なんて判断できないのだから、感得主体の削除と相まって、大きな変更

本当に必要な変更だったのか？

5-2. 翻案に関する検討（4）(c)-1訴訟物

著作権は無方式主義であるから、原告は、被疑侵害品に接した後、自己に有利な部分のみを特定し、原告著作物のうち当該部分が侵害されたと主張することができる。これに対し、被告はその他部分も含めて相違点も多くある旨の反論をするのだが、原告は被告の反論に対して、訴訟物の範囲外の主張であるので失当であるとの再反論をすることになる。

知財高裁平成24年8月8日判決（平成24年（ネ）第10027号：釣りゲーム事件控訴審）は、「**まとまりのある著作物**」という考え方を導入し、「著作権者が、まとまりのある著作物のうちから一部を捨象して特定の部分のみを対比の対象として主張した場合、相手方において、...まとまりのある著作物のうち捨象された部分を含めて対比したときには、**表現上の本質的な特徴を直接感得することができないと主張立証することは、（まとまりのある著作物）の範囲内のものである限り、訴訟物の観点からそれが許されないと解すべき理由はない。**」と説いた。

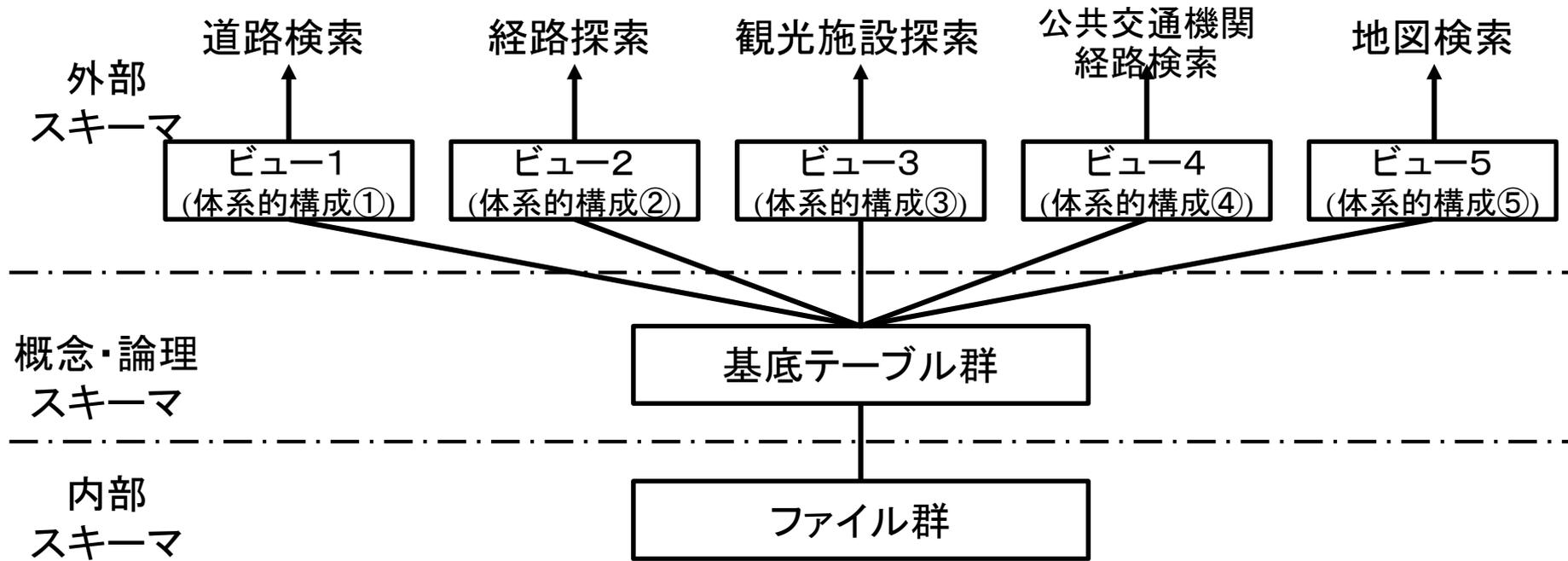
5 - 2. 翻案に関する検討 (4) (c)-2訴訟物

「1 審被告らは、原告C D D Bの創作的表現の本質的特徴は、その4 2個のテーブル及び4 0 5個のフィールド**全体に包含**されており、被告C D D Bにおいてその一部のみが一致していることをもって、原告C D D B **全体**の本質的な特徴の同一性が維持されているとはいえない旨主張する。

しかしながら、リレーショナルデータベースにおいては、データベースの一部分を分割して利用することが可能である。そして、被告C D D B (新版)との共通部分に係る原告C D D Bの**体系的構成①ないし③及び⑤**は一定の**まとまり**を有するものとして認識可能であり、これに係る創作的表現は、データベースの体系的構成として保護されるべきであるし、その共通部分が被告C D D B (新版) **全体において占める割合の大小は**、原告C D D Bの共通部分の上記体系的構成の本質的な特徴の**同一性が維持されているか否かを直接左右するものではない。**」

原告C D D B**全体**でも、被告C D D B (新版) **全体**でもない

5-2. 翻案に関する検討 (4) (d)ビュー



本件判決では、体系的構成①ないし③及び⑤の同一性は維持されていると指摘する一方で、体系的構成④に関するテーブルが変更されていることを指摘している。その上で、「被告C D D B（新版）における体系的構成④に係る上記の変化は、それ以外の体系的構成①ないし③及び⑤の同一性を失わせるものではない。」と指摘した。この指摘は、上記データベース技術の観点から見ても起こり得るように思える。また、判旨における「リレーショナルデータベースにおいては、データベースの一部分を分割して利用することが可能であり、…検索機能は当然に失われるものではなく…」との指摘も、この技術の性質に対応すると捉えることができる。体系的構成①～⑤を「まとまりのある著作物」として表現上の本質的な特徴の問題を議論することは、**技術的観点からも一定の正当性がある**と言えるだろう。

5 - 2. 翻案に関する検討 (4) (e)直接性

外部スキーマ(ビュー)を介してデータベースに接するユーザは、仮想的テーブルを実在するテーブルのように取り扱うので、背後にある実体的テーブルの存在を意識することはない。だとすれば、その感得は「**直接**」とは言えないのかもしれない。

この「**表現上の本質的な特徴を直接感得する**」というフレーズは、パロディ事件の最高裁判決に由来するとされる。この事件は、旧法上の同一性保持権に関するものであるが、旧法18条は、同一性保持権だけでなく複製および翻案も含むものだった。最判第4要件にこのフレーズが用いられたのは、その事情に鑑み、連続性および整合性に配慮したものなのだろう。

だとするならば、この要件に「**直接**」の文言が記載されているとしても、これを間接的な感得を排除したものと理解するのは適切ではない。これもまた、どのような感得能力を想定するかは、著作物や事件の性質に応じて適切に考えればよい問題でしかないと言えるだろう。

6. おわりに（私見）

データベースの保護については、著作権法に限らず他法を含めても欠缺が存在していると考え人が多い。筆者はそれに反対するつもりはないが、不用意な拡張は本当に必要な制度の妨げになるので、そこは慎重であるべきであろうと思う。

本稿で検討したように、データベースにも表現としての側面が存在し、それがデータベースの構成における何処に表れ、そしてユーザにどのように伝えられるかを追跡すれば、データベースも絵画や音楽などの典型的な著作物と大きくは違わないように思われる。少なくとも今回の事案については、典型的な著作物と同じように江差追分事件最高裁判決が示した翻案の枠組みを適用できたのではないだろうか。

本件判決の結論は、概ね賛同できるものであるし、**データベースの技術論の観点から見ても妥当**であると考えられる指摘が随所に散見される。その意味では称賛されるべき判決といえるのであろうが、一方で、法律論の中で重要視されてきた要素に対して過度に特別扱いがなされているようにも思える。

6. おわりに（実務への指針）

データベースは、その性質上、部分的な盗用が容易である。極端な例として格納されているデータの1つのみを盗用することを考えると、これが著作権法の保護対象ではないことが明らかであるにしても、正規化に創作性を認めてテーブルの1つのみを盗用することを著作権法の保護すべきか否かも難しい問題だ。このような状況を考えると、データベース全体ではないどこかに「まとまりのある著作物」を考え、その範囲の中で侵害を争うことの要請も高いと考えられる。

本件判決は、判旨で「リレーショナルデータベースにおいては、データベースの一部を分割して利用することが可能」であることを指摘し、その帰結として原告C D D Bの体系的構成に「まとまり」を認めている。この考え方は、データベースの技術論とも整合し、今後の実務にも役立つ指針を与えることになるだろう。

7. おまけ（3つの全体比較論）

- **全体**比較論：被告C D D B（新版）**全体**を基準

これが本来的。埋没（色あせ）理論を導く

- **全体**比較論：原告C D D B **全体**を基準

これが訴訟物と関連する。⇒「まとまり」の許容

（本件判旨が示したこと：**全体**比較論を否定）

- **全体**比較論：被告C D D B(新版)と原告C D D Bの**全体**

これが被告主張かつ原審が採用したもの

本件判旨は、**全体**比較論まで否定したのか??

「これに接する者が」を削除し「認識可能な場合には、...直接感得することができる」とした時点で、全体比較論は否定されたとみることも

7. おまけ（原審採用の全体比較論）

・・・データベースが著作物として保護される理由，その著作物性の有無や複製及び翻案の判断基準に照らせば，例え，原告のデータベースと被告のデータベースとの間に情報の選択において共通点があり，その共通点において，原告データベースの表現としての**創作性のある部分が一部含まれているとしても**，**両データベース全体**を比較した場合に，その保有する**情報量に大きな差**があるため，情報の選択として創作性を有する共通部分がその一部にすぎず，相当部分が異なる場合には，もはや情報の選択においてその表現の本質的特徴を直接感得できると評価することはできず，また，原告のデータベースと被告のデータベースとの間に体系的構成において共通点があり，その共通点において，原告データベースの表現としての**創作性のある部分が一部含まれているとしても**，**両データベース全体**を比較した場合に，**共通しないテーブル，フィールド項目が相当数を占め**，また，それら相互間のリレーションの**仕方にも大きな相違**がみられるため，体系的な構成として創作性を有する共通部分がその一部にすぎず，相当部分が異なる場合には，体系的構成においてもその表現の本質的特徴を直接感得できないといふべきであって，そのような場合，被告データベースはもはや，共通部分を有する原告データベースとは別個のデータベースであると認めるのが相当である。

このスライドは、2017年3月31日に開催された日本知財学会：第25回判例研究会にて用いられたものです。

https://www.ipaj.org/bunkakai/chizaiseido_hanrei/event/kenkyukai_20170331.html

本スライドの内容については、
デライブ知的財産事務所の
弁理士：野口明生まで
お問い合わせください。

<https://www.derive-ip.com>